

岩手県告示第745号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第6項において準ずることとされている同条第1項の規定に基づき、次のとおり2級河川の指定を変更する。

平成25年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

新旧の別	水系名	河川名	指定区間	
			起 点	終 点
新	気仙川	川原川	左岸 陸前高田市高田町字中和野133番2地先 右岸 陸前高田市高田町字西和野136番1地先	気仙川への合流点
旧	気仙川	川原川	左岸 陸前高田市高田町字和野36番5地先 右岸 陸前高田市高田町字川原22番2地先	気仙川への合流点